

入会金及び会費の額並びにその支払方法について

1. 入会金の額

入会金の額は、1社100万円とする。

2. 会費の体系

会費は、定額会費及び比例会費をもって構成する。

3. 定額会費と比例会費

各事業年度の予算の会費総額における定額会費と比例会費の割合は、50対50を基準とし、これにより算出される額をそれぞれ定額会費対象額、比例会費対象額とする。

4. 会費の額

会員の会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。

(1) 定額会費

各会員の定額会費の額は、定額会費対象額を予算策定時における見通しに基づく会員数で除して算出した額（百円未満切り捨て）とする。

(2) 比例会費

① 各会員の比例会費の額は、全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額に占める会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額の割合（小数点以下四位未満切り捨て）に、比例会費対象額を乗じて得た額（百円未満切り捨て）とする。また、会員の営業収益の金額が「マイナス」の場合は「0」として取扱うこととする。

② 「営業収益の金額」とは、新たな事業年度の予算編成のために会員から報告される当該事業年度の開始日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（以下「計算期間」という。）の商品先物取引業に係る営業収益の額とする。

③ 定款第16条第1項の規定により、本会への加入につき承認を受けた会員の当該加入日の属する年の「営業収益の金額」は、本会に加入した日から計算期間の終了日までの営業収益の額とする。ただし、商品先物取引業を行った月数が12か月に満たない場合は、営業収益のあった月次の平均値を算出し、12倍にして算出した額とする。

④ 会員において、合併、分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）が行われた場合には、合併等により会員たる地位が消滅する他の会員から事業を承継した会員（合併等の後に会員となる場合を含む。）の当該合併等が行われた年の「営業収益の金額」は、当該会員の営業収益の金額に、事業を譲り渡した会員の計算期間の開始日から合併等の前日までの営業収益の額の2分の1を加算する。

(3) 特例措置

事業年度を通じ会費の額が予算額を大幅に下回る状況が予想され、本会の運営に支障が生ずるような場合には、特別会費の設定を検討する。

5. 支払方法

(1) 入会金は、会員となった日の属する月（20日以降である場合は、その翌月）に納入する。

(2) 定額会費及び比例会費は、その事業年度に納入すべき金額の4分の1の額を、年4回に分けて、各会員の指定口座より振り替えて納入するか、又は本会が指定する銀行口座に納入するものとし、その期日は、原則として次のとおりとする。また、本会からの請求に基づき、事業年度期首に本会が指定する銀行口座に一括して納入することができる。

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 4月から6月までの3か月分の会費 | 4月20日 |
| ② 7月から9月までの3か月分の会費 | 7月20日 |
| ③ 10月から12月までの3か月分の会費 | 10月20日 |
| ④ 翌1月から3月までの3か月分の会費 | 翌年1月20日 |

(3) 会員は、事業環境の変化など特別の事情があるときは、本会に申出て、その事業年度に納入すべき定額会費及び比例会費の金額の12分の1の額を毎月20日までに納入することができる。

6. 新規加入時及び脱退時における会費の取扱い

(1) 定款第16条第1項の規定により、本会に加入の承認を受けた会員は、当該加入日の属する月（当該加入日とその月の20日以降である場合は、その翌月）から定額会費を負担するものとする。この場合の定額会費の額は、月数按分により計算する。

(2) 本会から脱退する会員は、当該脱退の日の前日が属する月（当該脱退の日の前日とその月の19日以前である場合は、その前月）まで会費を負担するものとする。この場合の会費の額は、月数按分により計算し、残額がある場合は返戻する。

ただし、合併等により会員たる地位が消滅する会員の合併等が行われた日の属する年度の会費については、以下のとおり取扱うものとする。

① 合併における会費の取扱い

会員が合併した場合において、その会員たる地位が承継されるときは、合併後に存続する会員（合併による新設会社が会員となる場合を含む。）の会費は、合併により消滅する会員の会費相当額を合算する。

② 分割又は事業譲渡における会費の取扱い

ア. 事業の譲り渡しにより会員たる地位が消滅する他の会員から事業を承継する会員の会費は、事業を譲り渡す会員の会費相当額を合算する。

イ. 事業の譲り渡しにより会員たる地位が消滅する会員から事業を承継して新たに会員となる会員の会費は、事業を譲り渡す会員の会費相当額とする。

附 則

1. この決議は、総会の議決の日（平成11年3月10日）から施行し、平成11年度予算から適用する。
2. 「入会金及び会費の額並びにその徴収方法について」（平成7年3月24日臨時総会決議）は、廃止する。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成20年3月19日）から施行し、平成20年度予算から適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

2. (1)を改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成21年3月18日）から施行し、平成21年度予算から適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

2. (2) (ウ) を改正。

附 則

1. この改正は、総会の議決の日（平成22年3月17日）から施行し、平成22年度予算から適用する。

2. 「入会金及び会費の額並びにその徴収方法について」（平成21年3月18日臨時総会決議）は、廃止する。

（注）改正事項は次のとおりである。

全面改正。

3. この議決による会費制度については、改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行に伴う業界事情の変化や会費制度の運用状況等を勘案し、改正後の会費制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに変更を行うものとする。

附 則

1. この改正は、総会の議決の日（平成23年3月23日）から施行し、平成23年度予算から適用する。

2. 「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成22年3月17日臨時総会決議）は、廃止する。

（注）改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成23年6月15日）から施行し、7月以降に納入すべき定額会費及び比例会費に適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

5. (3) を新設。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成26年6月18日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

4. (2)②及び6. (1)を改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成27年3月18日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

5. (1)及び6. (1)を改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成31年3月13日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

4. (2)②及び(3)を改正。

4. (2)③、④及び6. (2)ただし書を新設。

附 則

この改正は、総会の議決の日（令和3年3月18日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

6. (1)を改正。